

第55回全国消防救助技術大会等企画競争選定委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「第55回全国消防救助技術大会等企画競争選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の設置及び運営について定めるものとする。

(設置)

第2条 選定委員会は、企画競争を選定する業務ごとに設置するものとする。

(所掌事務)

第3条 選定委員会は、第55回全国消防救助技術大会等実行委員会(以下「実行委員会」という。)が令和9年度に行う「全国消防救助技術大会」及び「消防救助技術近畿地区指導会」(以下「全国大会等」という。)に関する事業のうち、企画競争を選定して行うものについて、次の職務を行う。

(1) 提案説明書の作成

(2) 評価基準及び採点項目の設定

(3) 採点が同点だった場合の取扱又はその他契約候補者の選定に必要な事項の設定

(4) 参加資格案の設定

(5) 評価の確定及び契約候補者の選定

(6) その他企画競争の選定について必要な事項の設定

(組織)

第4条 選定委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 選定委員会に委員長を置き、大阪市消防局長をもって充てる。

3 選定委員会に副委員長を置き、大阪市消防局消防次長をもって充てる。

4 選定委員会の委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から契約候補者の選定に伴う事務が終了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、選定委員会の委員長が招集する。

2 議長は、選定委員会の委員長をもって充て、会務の総括を行う。

3 会議は、選定委員会の委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 選定委員会の委員長は、会議に付する必要がないと認める事案については、書面審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

6 会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、実行委員会の事務局において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、実行委員会の委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

この要綱は、選定委員会の解散をもって、その効力を失う。

別表（第 4 条 関 係）

第55回全国消防救助技術大会等企画競争選定委員会 委員名簿

（敬称略）

役職名	所属・役職
委員長	大阪市消防局長
副委員長	大阪市消防局消防次長
委員	大阪市消防局総務部長 大阪市消防局企画部長 大阪市消防局予防部長 大阪市消防局警防部長 大阪市消防局救急部長 大阪市消防局消防制度担当部長 大阪市消防局安全対策担当部長 大阪市消防局救急需要対策担当部長